

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県警察本部長

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	82.4%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
警視相当職	92.7%
警部相当職	91.8%
警部補相当職	88.3%
巡査部長相当職	88.1%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.8%
31～35年	88.3%
26～30年	86.2%
21～25年	83.0%
16～20年	82.2%
11～15年	85.0%
6～10年	89.6%
1～5年	93.9%

### 【説明欄】

#### 【任期の定めのない常勤職員】

- 女性職員全体のうち、約42%が給与水準の低い勤続年数10年以下の職員である。
- 公安職と比較して給与水準の低い行政職が全体に占める割合は、男性職員の4.8%と比較して、女性職員の33.9%と高いことが、男女の差異に影響を与えている。
- 扶養手当、住居手当、宿日直手当等の各種手当は、男性に支給している場合が多く、手当に男性が占める割合を例として挙げると、扶養手当は98.49%、住居手当は82%、宿日直手当は88.56%である。

#### 【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- 短時間勤務職員及び会計年度任用職員は、職員1人につき、常勤職員の正規の勤務時間に対する職員の勤務時間の割合を乗じて得た値を人数として計算している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。